

議案第8号

みやき町地方創生応援基金条例の一部を改正する条例について

みやき町地方創生応援基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7年 3月 3日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき新たな地域再生計画の認定を受けるにあたり、みやき町地方創生応援基金条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町地方創生応援基金条例の一部を改正する条例

みやき町地方創生応援基金条例（令和2年みやき町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、次に掲げる施策の推進」を「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

みやき町地方創生応援基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 みやき町に対し貢献し、又は応援したい者からの寄附金を活用し、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、認定を受けた地域再生計画に記載された、次に掲げる施策の推進_____に要する財源に充てるため、みやき町地方創生応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(1) <u>健康寿命を延伸し高齢者が活躍する場を創出する事業</u></p> <p>(2) <u>ユニバーサルタウンの更なる推進事業</u></p> <p>(3) <u>幅広い世代に対して農業振興を支援し安定したしごとを創出する事業</u></p> <p>(4) <u>ICTの活用事業</u></p> <p>(5) <u>スポーツ政策を通じた新しいひとの流れを創出する事業</u></p> <p>(6) <u>豊かな郷土を保全し若年者の心にのこる風景を創出する事業</u></p> <p>(7) <u>誰一人取り残さない地方創生SDGsを推進する事業</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 みやき町に対し貢献し、又は応援したい者からの寄附金を活用し、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、認定を受けた地域再生計画に記載された<u>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業</u>に要する財源に充てるため、みやき町地方創生応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>